

七 労使関係

(一) 労働運動の動向

一 二四年夏以来の組織再編により労働運動の主導権を掌握するに至つた民同系労組が二五年最初に当面した問題は年末斗争につゞく公務員の賃金ベース引上げを突破口とする全面的な賃金引上げ斗争であり、これは国会を通ずる政治斗争としてもり上り、民同系労組によつて結成された国会斗争共同委員会は二月六日ゼネスト宣言を發した。

二 しかしながら、司令部のゼネスト中止勧告や、更に組合内部においても合法の枠内での斗争という線を守ろうとする動きがあり、ゼネストはこれを行うことができず、三月攻勢のもつとも大きなねらいは不成功に終つたが、民間産業における争議は炭労、電産、全鉱など主要組合を含んで三月の争議参加人員は一一四万人になつた。この斗争の結果、電産、全鉱は一応ベースアップに成功し、専売も裁定の実行を勝ち得たが炭労、国鉄及び公務員の賃金ベースの修正などはいずれも直接的な成功を得ることができず、三月斗争はむしろ民同系労組の斗争力に対する批判を一部にのこしながら終息した。

三 一方左翼系の労組は民同系労組の春季攻勢の間隙をぬつて所謂第二次企業整備に対する斗争を展開し、日立、西重長崎、トヨタの人員整理反对斗争及び私鉄の賃金斗争などの攻勢がみられた。一般に、この時期の争議は戦争反对、軍事基地化反对などの政治的スローガンをかけ従来の斗争とかなり異つた様相を呈していた点が注目された。

四 しかしながらこのような左翼勢力の活動も五月三〇日の人民決起大会以後、デモ集会の禁止から、六月六日行われた共産党幹部の公職追放指令、さらにアカハタ等党機関紙の発行停止処分に及ぶ一連の反共治安対策によつて深刻な打撃をうけざるを得なかつた。

五 この間民同系労組における戦線統一の機運は一層促進され、三月「日本労働組合総評議会準備会」として発足した総評は、七月一一、一二日正式に結成大会を挙行、国際自由労連へと指向する民主的労組の大同団結が一応実現されることになつた。

vi しかしながら終戦以来五カ年に亘る左右の対立に決定的結末を与えたのは、六月二五日勃發した朝鮮動乱であつた。すなわち動乱を契機とする社会的政治的情勢の変化によつて全労連の解散、組合赤色分子の追放が行われ、終戦以来わが国労働運動の指導的立場に立つていた左翼系分子は、一応労働組合から排除されることになつた。

七 いわゆるレッドパーチは七月二四日の新聞通信関係を皮きりに、電気、映画、輸送、石炭、金属鉱山、私鉄、鉄鋼、化学など主要産業から国鉄、逓信その他の公務員に及び約一二、〇〇〇人の整理が行われた。これに対し左派は真向から反对、民同系労組も便乗的整理の反对をとらえたが、結局組織的斗争は行われず、部分的反抗が行われたにすぎなかつた。(第六六表参照)

八 このようなレッドパーチと動乱以後における世界情勢の変化によつて、労働争議は再び消極化するに至り、組織面においては総評による統一がさらに促進された。すなわち総評結成大会後、全鉱、私鉄、新産別などの加盟が決定し、従来为国鉄、日教組、炭労、総同盟、海員、全逓従などと合して、総評はわが国労働組合の主要勢力を一応その傘下に包含するに至つた。

九 しかしながら総評は未だ協議会の域を出せず、これが主導権の強化については総評内部においても対立があり、また朝鮮動乱に関し国連支持の態度は決定したが、その後講和問題、軍事基地問題についても内部に意見の対立がみられた。かくて総評が真に統一的組織として完成するまでには幾多の困難が予想されている。

一〇 右のようなレッドパージ、組織問題等は、外部に対する労働組合の斗争力にも影響を及ぼし、本年末における越年攻勢も特需生産部門においてはある程度の成果をおさめたものの、概して活潑な動きはみられず、動乱以後における物価の上昇に対する本格的な賃金斗争は今後にのこされていると思われる。

第六六表 産業別に赤追放状況

第六六表 産業別に赤追放状況

産 業	被整理者人員
合 計	10,869
鉱 業	2,322
石 炭 礦 業	2,020
金 属 鉱 業	302
製 造 業	5,092
食 料 品 製 造 業	15
紡 織 業	144
木材及木製品製造業	11
印刷出版及類似業	745
化 学 工 業	1,346
石油及び石炭製品製造業	91
第一次金属製造業	1,048
機 械 製 造 業	382
電気機械器具製造業	412
輸送用設備製造業	898
運輸通信及びその他の公益事業	3,296
地方鉄道及軌道業	525
運輸に附帯するサービス業	515
通 信 業	119
電 気 業	2,137
サ ー ビ ス 業	159
映 画 業	113
医 療 保 険 業	46

(註) 本表は労働省労政局が25年11月公表したものである。
 なお労政局その後の発表によれば上記の諸産業に公務員その他を加え、全産業における追放人員は約12,200名である。

七 労使関係

(二) 労働組合組織の変化

(1) 単位組合の動向

一 一 わが国の労働組合の組織はその数において二四年三月頃を最高とし、以後漸減傾向にあつたが、とくに二四年下半期以来急激に減少した。すなわち、労働省労働組合基本調査によれば、昭和二五年六月末現在の単位組合数は二九、一四四組合、組織労働者数五、七七三、九〇八人で、二四年同期と比較すれば過去一カ年間に組合数にして五、五四四組合(二四年同期の一六・〇%)、員数からみて約八八万人(一三・二%)の減少となつている。(第六七表参照)

一 二 この組織労働者数を六月における労働力調査による総雇用者数と対比して組織化の程度を推定すれば、四五・九%であり、二四年の推定組織率と比べれば、その一七・六%の減少で、二二年のそれとほぼ等しい割合となつている。

一 三 このように組織労働者が急減した理由としては、A企業整備による事業の縮小・休廃及び行政整理等が圧倒的比重を占め、Bついで戦後急速に組織化された労働組合が労働運動に対する反省の結果おこつた組合無用論や労働運動に対する無関心によつて、解散または脱退が行われたことがあげられるが、さらに、C組合再編成のために解散したが、その後の情勢によつて結成をみていないもの、D非組合員の範囲を拡大したこと、E全国組合の分裂によつて所属決定まで解散し、そのまま結成されていないもの、F組合活動に対する意見の不一致、G組合財政の不如意等の理由が加つて上述の如き減少をみたものと推定される。(第六九、六八表(a)(b)参照)

一 四 つぎに二五年六月における組織労働者の分布を産業別にみれば、製造業が第一位を占め約一八四万人(総組員数の三一・八%)ついで運輸通信及びその他の公益事業業一三三万人(二三・〇%)となつており、以下サービス業約七六万人(一三・二%)公務五五万人(九・五%)鉱業五十一万人(八・九%)がこれにつづいている。

第六七表 組織労働者の推移

第六七表 組織労働者の推移

年 月	組 合 数	組 合 員 数	組 合 員 の 対 前 年 増 減	推 定 組 織 率
21年6月	12,006	3,679,971	3,679,971	—
22年6月	23,322	5,594,699	1,914,728	46.0%
23年6月	33,926	6,677,427	1,082,728	54.3%
24年6月	34,688	6,655,483	△ 21,944	55.7%
25年6月	29,144	5,773,908	△ 881,575	45.9%

(註) 1. 25年6月の数字は照合によつて確定した数字を用いた。
従つて25年11月公表の概数とは異つている。

2. △印は減少を示す。

第六八表 組合解散及び減少の理由別割合(a)24年7月より25年6月まで過去間1ヶ年に於ける組合の解散理

由(b)25年上半期中の組合員数減少理由

第六八表 組合解散及び減少の理由別割合

(a) 24年7月より25年6月まで過去1ヶ年間に於ける組合の解散理由

理 由	24年下半期		25年上半期		24年7月より25年6月 ま での 合 計			
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	%	組合員数	%
総 数	3,470	320,860	5,362	445,674	8,832	100	766,534	100
事業の縮小休廃 を理由とするもの	1,226	65,460	2,037	112,252	3,263	36.9	177,712	23.2
組合員が組合の 不必要を認めて 解散したもの	826	58,515	1,281	75,737	2,107	23.9	134,252	17.5
組合組織の再編 成をするために 解散したもの	815	136,757	880	158,976	1,695	19.2	295,733	38.6
組合内部の紛争 又は組合財政不 如意によるもの	89	14,658	87	6,262	176	2.0	20,920	2.7
其 の 他	514	45,470	1,077	92,447	1,591	18.1	137,917	18.0

(註) 1. 労働統計調査部調査による。

2. この調査に用いた組合員数は24年下半期は24年6月末、25年上半期は24年12月末現在の数字を用いた。

3. 上記の理由で解散した組合はこの期中に或る部分は設立されているが若干の組合はこの期中に設立されないものもあるのでこの数字をもつて減少理由と考えることは出来ない。

(b) 25年上半期中の組合員数減少理由

理 由	組 合 数	脱 退 員 数
企業整備によつて組合より脱退したもの	2,394	173,525
企業整備以外の理由で組合より脱退したもの	384	54,811
其 の 他	730	63,290

(註) 1. 労働統計調査部調査による。

2. この組合は25年6月末に存続していた組合であるが20%又は100人以上減少した組合を対象として調査した。

3. この表に含まれていないが改正労組法施行に伴つて利益代表者を組合員の範囲より除外したための組合員の減少は約30,000人と推定される

第六九表 産業別組織労働者の推移

第六九表 産業別組織労働者の推移

産 業	組合員数の増減	24年6月現在数との比較%	産 業	組合員数の増減	24年6月現在数との比較%
全 産 業	-881,575	- 13.2	食 料 品	+ 2,174	+ 2.6
農 業	- 363	- 6.6	印 刷 製 本	+ 21,533	+ 45.0
林 業	- 4,921	- 9.0	其の他の工業	- 10,428	- 39.8
水 産 業	+ 4,025	+ 8.2	修 理 業	- 53,693	- 56.6
鉱 業	- 59,608	- 10.4	ガス電気水道	- 13,768	- 7.9
石 炭	- 56,013	- 11.5	商 業	- 18,146	- 9.4
其の他の鉱業	- 3,595	- 4.2	金 融 業	+ 23,642	+ 11.8
建設工業	-170,458	- 43.5	運 輸 通 信	-208,576	- 15.2
製造工業	-327,429	- 14.8	陸 運	- 45,380	- 5.5
金属工業	- 62,931	- 20.5	水 運	- 41,234	- 18.7
機械器具工業	-135,278	- 20.4	通 信	-121,962	- 36.7
化学工業	- 46,841	- 12.1	サービス業	- 47,167	- 6.6
窯業土石	- 8,352	- 9.4	教 育	-107,551	- 18.7
紡織工業	- 5,629	- 1.2	公務及び団体	- 97,248	- 15.5
製材及木製品	- 27,984	- 35.7	其の他の産業	+ 38,442	+ 42.5

(註) 1. 労働組合基本調査による。

2. 産業分類が変更になつたので厳密な比較は出来ないが、旧分類に組交えて比較したものである。

第七〇表 産業別単位組合数及び組合員数

第七〇表 産業別単位組合数及び組合員数 25年6月末現在

産 業	組合数	組 合 員 数			推 定 組 織 率 %
		合 計	男	女	
全 産 業	29,144	5,773,908	4,466,917	1,304,332	45.9
農 業	124	5,111	3,869	1,242	1.0
林 業 及 び 狩 猟 業	543	49,272	44,497	4,775	25.9
漁 業 及 び 水 産 養 殖	152	53,408	51,891	1,517	24.3
鉱 業	1,281	513,965	460,512	53,453	93.4
建 設 業	1,496	221,871	203,661	18,210	26.7
製 造 業	10,398	1,836,826	1,293,955	542,871	41.6
卸 売 及 び 小 売	1,354	166,464	116,568	49,842	21.6
金 融 業、保 険 業	933	223,364	132,885	88,468	74.5
不 動 産 業	7	982	730	252	—
運 輸 通 信 及 その 他 の 公 益 事 業	5,051	1,330,100	1,199,272	130,828	85.8
サ ー ビ ス 業	3,887	760,013	476,392	283,621	53.5
公 務	3,666	550,293	438,973	110,726	32.7
分 類 不 能 の 産 業	252	62,239	43,712	18,527	—

- (註) 1. 労働組合基本調査による。
 2. 男女別の合計が合計欄の数字と一致しないのは男女別不明の報告があつたためである。
 3. 鉱業の組織率には資源庁の石炭常用労務者及び職員の数字を用いて計算した。

第七一表 主要団体別組織労働者数の推移

第七一表 主要団体別組織労働者数の推移

加 入 系 統	24年6月現在	24年12月現在	25年6月現在
合 計	6,655,483 (100%)	6,251,448 (100%)	5,773,908 (100%)
日本労働組合総同盟	913,827(13.7%)	848,017(13.6%)	835,115(14.5%)
全日本産業別労働組合会議	1,020,190(15.3%)	378,347 (6.1%)	290,086 (5.0%)
全国産業別労働組合連合	—	48,392 (0.8%)	54,914 (1.0%)
全日本労働組合連盟	—	120,568 (1.9%)	58,968 (1.0%)
以上四団体に所属しない全国組合	3,403,086(51.1%)	3,134,815(50.1%)	3,192,308(55.3%)
全国組合の連合体又は全国組合に加入しない組合	1,318,380(19.8%)	1,721,309(27.5%)	1,461,273(25.3%)

(註) 労働組合基本調査による。

一五 これを雇用者数と組織労働者数との比率いわゆる組織率を労働力調査による雇用者数を用いて算定してみると、鉱業が九三・四%ともつとも高く、運輸通信その他の公益事業八五・八%、金融業、保険業七四・五%がこれについている。

一六 更に、この産業別組織労働者分布を二四年六月の状況と比較すると、もつとも減少の著しかつた産業は

製造工業で三二万七千(対前年同月比1以下同じ-一四・八%)となっており,ついで運輸通信二〇万八千(一五・二%)建設業一七万(四三・五%)教育一〇万七千(一八・七%)公務団体九万七千(一五・五%)とそれぞれ減少している。

製造工業の中でもつとも減少した産業は金属(六万二千)機械器具(一三万五千)製材木製品(二万八千)等であるが,食料品,印刷製本は若干増加し,一般に行政整理,企業整備による人員整理及び事業所の休廃が広汎に行われた産業における減少が目立っている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

七 労使関係

(二) 労働組合組織の変化

(2) 連合団体の動き

一七 二五年六月の労働組合基本調査による主要団体別組織労働者数は総同盟八三万五千,産別二九万,新産別五万四千,全日労五万八千及びこれら四団体に所属しない全国組合三一九万二千となつている。

一八 これを二四年六月の状況に比較すると前年来の組織労働者の減少傾向を反映し,各団体とも概ね減少傾向を示している。しかしもつとも減少の著しいものは産別で,全組織労働者に対する所属組合員数の比率は二四年六月の一五・一二%から一二月六・一%,二五年六月五%と急激な減少を示している。

これに反し総同盟及び総同盟,産別,全日労,新産別に加入しない全国組合は,組合員数の減少にも拘わらずいずれもその比重を増加しており,二四年六月の一三・七%,五一・一%に対し二五年六月にはそれぞれ一四・五%,五五・三%に増加している。

産別の減少は二四年下学期から二五年初頭にかけて主要単産の脱退がその主要な原因をなしており,反対にてれら脱退組合の増加によつて無所属の比重が増大したものと考えられる。

(註)二四年下半期以降産別を脱退した主要組合は次の如くである。

二四年全日通日石,全逡従,日冷,全連合軍,全生保二五年全港湾・(二月)電産(一〇月)一九 しかし,わが国の労働組合組織は七月一一日結成された日本労働組合総評議会の発足によつて新たな発展をとげるに至つた。すなわち民同系労組の協議体として二五年玉月準備大会を開催した総評は,七月一一日正式に結成発足し,結成大会当時の構成組合は,総同盟,海員,日教組,国鉄,新全農林,日放労,炭労,全逡従等,その所属組合員数は二七六万に及ぶものと推定された。

また,全日労は所属構成単産の総評直接加入を前提として総評結成と同時に解散し,ここにわが国の労働組合は国際自由労連加盟を指向する総評と世界労連につながる全労連との二系統にほぼ大別されることになつた。

二〇 一方,全労連の勢力は二四年下半期以来主要労組の脱退によつて漸次縮少の傾向にあり,二五年六月の所属構成組合員数は約七六万人と推定されていた。しかしその後八月三〇日団体等規制令による解散が行われ,かつてわが国全労働組合の大同団結を誇つた全労連も,結成以来四年にしてその活動に終止符をうつに至つた。

二一 また総同盟も,総評を軸とする産業別整理の問題を中心に左右の対立を強めつつあつたが,遂に一一月三〇日より開かれた第五回大会中途において,右派代議員の退場をみ,総同盟はここに事実上分裂するに至つた。

なお,総評にはその後結成大会当時加入を保留していた新産別,私鉄総連,全鉱,合成化学等が加入するに至つたので,二五年末の構成組合員数は略三〇〇万と推定される。

七 労使関係

(三) 労働協約の現状

二二 労働協約は労使間にわけるあらゆる労働関係の基調をなすものであり、戦後急速に発展したわが国労働組合としては締結内容は別として締結状況は逐年増加していた。しかし、二四年国家公務員法の制定によつて公務員が労働協約の締結権を喪失したことに伴い、また、一方改正労働組合法施行によつて自動延長中の労働協約は何時でも当時者の一方の意志で破棄出来る旨が定められて以来、一般的な経済情勢の変化並びに使用者側の反撃等に伴つて労働協約の締結率はとみに低下し、いわゆる無協約状態と呼ばれる労使関係にとつて極めて寒心すべき状態に立ち至つた。

二三 かかる状態を打破し、合理的な協約を締結する必要を労使双方において要望するきざしがみえ始めたので、当局は、無協約状態乃至協約交渉の停頓状態を速かに打開し、労働協約の締結を積極的に促進するために、六月より集約的かつ強力な啓蒙指導方策を行つた。かくて一方には総評の結成、民主的労組の従来に行きすぎた労働協約の是正合理化の傾向等もあり、その後はかなり締結率の上昇をみつつある。

二四 労働組合基本調査によれば、二五年六月末現在において労働協約を独自に締結しているものは、全国組合八組合、企業別の組合五一三組合、単位労働組合四、四四〇組合であつて、さらに独自に締結している単位組合数及び加入上級団体の締結した協約の適用を受ける単位組合数の合計は九、七四六組合である。しかして労働協約締結権を有する単位組合総数に対する割合は四六・〇%であり、これを二四年の五六・一%に比較すると対前年比一八・〇%減となつている。しかしながら前述のごとき事情によつて二五年末には六月末より約三%の締結率向上が推定されている。(第七二表参照)

第七二表 労働協約締結状況

第七二表 労働協約締結状況

年 月	労働協約の適用を受ける組合数	締結率 %
22年6月	5,591	23.0
22年12月	12,902	46.1
23年6月	21,301	62.8
24年6月	14,099	56.1
25年6月	9,746	46.0

(註)1. 労働組合基本調査による。

2. 締結率は労働協約の適用を受ける組合数の総組合数に対する割合である。

3. 24年6月及び25年6月の締結率は労働協約の適用をうける組合と協約を締結しうる組合との割合である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

七 労使関係

(四) 労働争議の傾向

(1) 件数及び参加人員

二五 本年における労働争議の推移を作業停止争議(同盟罷業及び工場閉鎖を含む)としてみると、二五年の件数は五七一件、参加人員六六一、四四三人で二四年の五五四件一、一二二、一二三人に比すれば件数において三・一%の増加と。なっているのに反し、参加人員では二四年の六〇・七%にすぎない(第七四表参照)。また労働損失日数は二五年五四三・七万日で二四年の四三二万日に比し二五・八%の増加となっており、本年の争議は参加人員の減少を除き件数損失日数とともに二四年を上廻る数字を示し、全般的に大規模争議の相対的な減少と争議の長期化傾向がみられた。

二六 次にこれを上半期と下半期に分けてみれば、上半期においては三月攻勢及び第二次企業整備をめぐる斗争を中心として争議が活潑化したのに対し、下半期には全労連の解散、赤追放など社会的経済的情勢の変化によつて争議の消極化傾向が著しくあらわれている。すなわち、二月の日鉄争議に始つた労働攻勢の波は、国会共闘委のいわゆる三月攻勢となり、公務員企業休職員の給与ベース改訂、電産、炭労、全鉱、その他民間企業の賃金ベース改訂を目標に炭労、全鉱、電産の実力行使により三月の争議は参加人員三七七、三五五人、労働損失日数は三、八三六、〇二七日と、損失日数は従来最高であつた二一年一〇月の二四一万日をはるかに上廻る戦後の最高を記録した。

二七 更に三月攻勢の終了後も五月には左翼系労組の主導による日立、トヨタ、長崎造船(人員整理反対)及び私鉄関東地連(賃金及び企業整備反対)等による争議が行われ、このため五月の損失日数も約三一万日に達している。

このうちでも、日立の争議はその激烈であつた点において本年最大のものであり、労使の深刻な対立をひきおこしたものと特に注目された。

二八 その後朝鮮動乱を境として争議は再び減少にむかい、労働損失日数の推移では七月の二九万七千日から九月三万四千日、十一月四万五千日と本年における最も低い水準を示している。しかし年末に近づくにつれて、赤追放の終了、インフレによる物価昂騰、企業の収益の増加等が原因となつて賃上要求、越年資金要求に基く争議が増加したが、なお、前年・一二月の状況に比すればはるかに少かつた。(第七四表参照)

二九 また、総争議(作業停止争議に同盟怠業、業務管理及び争議行為を伴つたものを加えたもの)についても二五年には一、五四六件二、三四二、二七五人と件数の九%増、参加人員の三〇%減を作業停止争議の動きと概ね類似した動きを示している。(第七三表参照)

しかし参加人員の減少は作業停止争議よりも少くこれを二五年上半期と下半期で比較すれば、作業停止争議の参加人員が上半期五五一、〇三三人、下半期一五八、二三四人となつているのに比し作業停止以外の争議では上半期一、二八六、一三三、下半期一一六一、四二一とその減少率は非常に少い。この現象は下半期における作業停止争議の減少が争議原因の減少をあらわすものではなく、争議の平和的解決への努力の現われであることを物語るものといえよう。

第七三表 労働争議件数及び参加人員

第七三表 労働争議件数及び参加人員

年 別	総 数		争議行為を伴うもの		争議行為を伴わないもの	
	件 数	参加人員	件 数	参加人員	件 数	参加人員
21 年	920	2,722,582	810	634,983	110	2,087,599
22 年	1,035 (112.5)	4,415,390 (162.2)	683 (84.2)	295,321 (46.5)	352 (32.0)	4,120,069 (197.3)
23 年	1,517 (146.6)	6,714,843 (152.1)	913 (133.7)	2,605,483 (882.3)	604 (171.6)	4,109,360 (99.7)
24 年	1,414 (93.2)	3,307,407 (49.3)	651 (71.3)	1,239,546 (47.6)	770 (127.5)	2,067,861 (50.3)
25 年	1,546 (109.3)	2,342,275 (70.8)	740 (113.7)	767,848 (61.9)	832 (108.0)	1,574,427 (76.1)

- (註) 1. 働省労働統計調査部労働争議統計による。
 2. 括弧内%は対前年比率である。
 3. 前年よりの繰越されたものを含む。
 4. 争議行為を伴うものとは、同盟罷業、工場閉鎖、同盟怠業、業務管理であり、争議行為を伴わないものとは解決のため第三者が関与した争議である。

三〇 なお、本年の争議における特徴の一つとして同盟罷業による損失日数と工場閉鎖による損失日数との比率の変化をあげることができる。すなわち工場閉鎖による損失日数が全損失日数中に占める比率は二四年の一・七%から二五年六・九%に増加し、実数においても、同盟罷業によるものが二四年の一九・六%増であるのに対し工場閉鎖によるものは二四年の五倍をこえる急激な増加となつている。これはいうまでもなく労使の社会的勢力関係の変化を示すものであるが、とくに下半期においては全損失日数に対する工場閉鎖による損失日数の比率が、七月四五・八%、八月四四・五%、九月五九・七%となつており、本年下半期における争議が著しく防衛的性質をもつたものであることを示している。(第七四表参照)

第七四表 作業停止労働争議状況

第七四表 作業停止労働争議状況

年 月	件 数	参 加 人 員	労 働 損 失 日 数			
			合 計	同盟罷業 による 損失日数	工場閉鎖 による 損失日数	工場閉鎖 損失日数 合 計
21年	702	517,415	6,266,255	6,093,263	172,992	2.8%
22年	464	218,832	5,035,783	4,894,235	141,548	2.8 //
23年	744	2,304,492	6,995,332	6,879,721	115,611	1.7 //
24年	554	1,122,123	4,320,688	4,252,334	68,354	1.6 //
25年	571	681,442	5,437,153	5,085,654	351,499	6.9 //
25年 1月	35	5,872	52,271	—	—	—
2月	42	36,034	67,913	—	—	—
3月	49	56,741	180,589	—	—	—
4月	72	176,843	279,119	—	—	—
5月	51	522,127	2,345,320	—	—	—
6月	64	57,559	328,731	—	—	—
7月	41	59,081	93,051	—	—	—
8月	41	28,604	70,988	—	—	—
9月	43	22,604	57,971	—	—	—
10月	53	30,841	90,794	—	—	—
11月	50	27,597	149,841	—	—	—
12月	125	205,769	604,097	—	—	—
25年 1月	46	51,449	90,607	88,483	2,124	2.3%
2月	58	28,382	59,601	58,473	1,128	1.9 //
3月	64	377,355	3,836,027	3,813,959	22,068	0.6 //
4月	85	59,380	190,448	159,412	31,036	16.2 //
5月	98	128,622	327,303	309,716	17,587	5.4 //
6月	83	70,883	235,433	217,726	17,707	7.5 //
7月	76	66,149	297,388	161,170	136,218	45.8 //
8月	55	25,194	98,552	54,692	43,860	44.5 //
9月	30	12,768	86,280	34,738	51,542	59.7 //
10月	41	22,781	82,501	59,435	23,066	28.0 //
11月	29	26,555	50,246	45,936	4,310	8.6 //
12月	65	48,696	82,767	81,914	853	1.0 //

- (註) 1. 労働統計調査部労働争議統計による。
 2. 作業停止労働争議とは引続き四時間以上同盟罷業、工場閉鎖の行われた争議である。
 3. 各月の数字は前月より繰越された件数、参加人員を含むので各月の数字を合計しても年の合計には一致しない。

第七五表 産業別作業停止労働争議状況

第七五表 産業別作業停止

産 業	2 4 年						2 5 年					
	件 数		参加人員		損失日数		件 数		参加人員		損 失	
	件 数	%	参 加 人 員	%	損 失 日 数	%	件 数	%	参 加 人 員	%	損 失 日 数	
合 計	554	100	1,122,123	100	4,320,688	100	571	100	681,442	100	5,437,153	
水 産 業	8	1.4	2,304	0.2	18,095	0.4	5	0.9	2,228	0.3	9,954	
鉱 業	79	14.3	733,427	65.3	2,994,142	69.3	66	11.5	345,875	50.8	4,034,156	
石炭礦業	56	10.1	548,935	48.9	2,707,081	62.7	47	8.2	330,798	48.6	3,622,336	
そ の 他	23	4.2	184,492	16.4	287,061	6.6	19	3.3	15,077	2.2	411,820	
建 設 工 業	14	2.5	7,121	0.6	24,498	0.6	9	1.6	801	0.1	2,399	
製 造 工 業	404	72.9	332,365	29.7	1,145,177	26.5	447	78.3	260,390	38.2	1,227,766	
金 属 工 業	50	9.0	34,953	3.1	125,619	2.9	59	10.3	32,852	4.8	148,045	
機 械 器 具 工 業	223	40.3	179,246	16.0	692,143	16.0	218	38.2	174,980	25.7	790,729	
化 学 工 業	45	8.1	25,830	2.3	127,231	3.0	69	12.0	36,097	5.3	199,245	
窯 業 及 び 土 石 工 業	15	2.7	4,691	0.4	12,906	0.3	29	5.1	3,797	0.6	13,747	
紡 織 工 業	11	2.0	79,675	7.1	163,267	3.8	16	2.8	2,884	0.4	7,296	
製 材 及 び 木 製 品 工 業	30	5.4	2,466	0.2	10,227	0.2	23	4.0	770	0.1	7,858	
食 料 品 工 業	9	1.6	631	0.1	5,765	0.1	9	1.6	1,538	0.2	2,264	
印 刷 及 製 本 業	8	1.4	2,903	0.3	4,047	0.1	10	1.8	2,375	0.3	10,072	
そ の 他 の 工 業	7	1.3	946	0.1	2,910	0.1	4	0.7	1,169	0.2	1,229	
修 理 業	6	1.1	1,024	0.1	1,062	—	10	1.8	3,928	0.6	47,281	
ガ ス 水 道 電 気 業	1	0.2	1,862	0.2	1,862	—	2	0.4	4,093	0.6	48,922	
運 輸 業	25	4.5	43,170	3.8	129,908	3.0	24	4.2	65,757	9.6	106,345	
そ の 他	23	4.2	1,874	0.2	7,006	0.2	18	3.1	2,298	0.3	7,611	

(註) 1. 労働統計調査部労働争議統計による。

2. その他には農業、林業、商業、金融業、通信業、サービス業、自由業、公務

労働争議状況

25年上半期						25年下半期							
日数		件数		参加人員		損失日数		件数		参加人員		損失日数	
%	件数	%	参加人員	%	損失日数	%	件数	%	参加人員	%	損失日数	%	件数
100	343	100	551,033	100	4,739,419	100	247	100	158,234	100	697,754	100	247
0.2	2	0.6	1,765	0.3	6,989	0.2	4	1.6	1,176	0.7	2,965	0.4	4
74.2	37	10.8	301,355	54.7	3,880,287	81.9	33	13.4	45,847	29.0	153,869	22.1	33
66.6	27	7.9	297,425	54.0	3,491,034	73.7	24	9.7	34,700	21.9	131,302	18.8	24
7.6	10	2.9	3,930	0.7	389,253	8.2	9	3.7	11,147	7.1	22,567	3.3	9
—	5	1.4	475	0.1	1,427	—	4	1.6	326	0.2	992	0.1	4
22.6	273	79.6	180,050	32.7	706,925	14.9	186	75.3	104,557	66.1	520,841	74.6	186
2.7	33	9.6	17,010	3.1	68,119	1.4	27	10.9	16,172	10.2	79,926	11.5	27
14.6	140	40.8	122,954	22.3	451,004	9.5	86	34.8	73,583	46.5	339,725	48.7	86
3.7	43	12.5	27,909	5.1	126,438	2.7	28	11.4	8,737	5.5	72,807	10.4	28
0.3	16	4.7	2,813	0.5	10,141	0.2	13	5.3	984	0.6	3,606	0.5	13
0.1	7	2.0	579	0.1	1,287	—	9	3.7	2,305	1.5	6,009	0.9	9
0.1	16	4.7	502	0.1	4,802	0.1	7	2.8	268	0.2	3,056	0.4	7
—	5	1.5	1,460	0.3	1,542	—	4	1.6	78	0.1	722	0.1	4
0.2	4	1.2	2,072	0.4	6,964	0.2	6	2.4	303	0.2	3,108	0.4	6
—	3	0.9	1,141	0.2	1,201	—	1	0.4	28	—	28	—	1
0.9	6	1.7	3,610	0.6	35,427	0.8	5	2.0	2,099	1.3	11,854	1.7	5
0.9	2	0.6	4,093	0.7	48,922	1.0	—	—	—	—	—	—	—
2.0	12	3.5	61,908	11.2	89,117	1.9	14	5.7	5,417	3.4	17,228	2.5	14
0.1	12	3.5	1,387	0.3	5,752	0.1	6	2.4	911	0.6	1,859	0.3	6

及団体その他の産業を含む。

三一つぎに作業停止争議について産業別にみると、例年通り石炭礦業が参加人員、損失日数とも首位をしめ機械器具工業がこれに次いでいる。更にこれを二四年の状況と比較すると石炭礦業、その他の鉱業(全鉱)はいずれも参加人員の減少にも拘らず損失日数は四〇%前後増加し、争議の熾烈化を物語っている。また機械器具工業もほぼ同様の動きをみせているが、紡織工業は逆に参加人員・損失日数とも急激に減少し、本年に於ける好況を物語っている。なお、運輸業も私鉄の賃上げ及び企業整備反対斗争によつて参加人員損失日数ともかなりの増加を示している。(第七五表参照)

三二最後に総争議についてみれば、参加人員のもつとも多い産業は運輸業で、ついで石炭礦業、機械器具工業、紡織工業の順となり、作業停止争議の場合とはかなり趣を異にしているが、これはスト権をもため国鉄や争議行為にうつたえる必要のなかつた繊維関係労組の争議が作業停止争議に至らなかつたためである。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

七 労使関係

(四) 労働争議の傾向

(2) 要求事項の推移

三三 つぎに本年における要求事項間件数の状況をみると、賃金定期支払が三六六件(二一・二%)で最高をしめ、ついで賃金増額(二六五件)、解雇休業手当・退職金制度の確立または増額(二六一件)、解雇反対または解雇者の復職(二五七件)臨時給与金(二〇七件)となつている。

第七六表 発生争議要求事項別件数

第七六表 発生争議要求事項別件数

要求事項	23年		24年		25年		25年 上半期		25年 下半期	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
合 計	1,977	100	1,826	100	1,721	100	994	100	727	100
労働協約の締結	207	10.5	143	8.0	101	5.9	54	5.5	47	6.5
賃金増額	615	31.1	250	13.7	265	15.4	177	17.8	88	12.1
賃金減額反対	9	0.5	49	2.6	70	4.5	40	4.0	30	4.1
賃金定期支払	93	4.7	252	13.8	366	21.2	224	22.5	142	19.5
臨時給与金	155	7.8	127	6.9	207	12.0	41	4.1	166	22.8
解雇休業手当及退職金制度の確立及増額	158	8.0	306	16.8	261	15.2	165	16.6	96	13.2
事業休廃止又は操業短縮反対	53	2.7	67	3.6	32	1.9	25	2.5	7	1.0
解雇反対又は解雇者の復職	179	9.0	347	19.0	257	14.9	155	15.6	102	14.0
その他	508	25.7	285	15.6	162	9.0	113	11.4	49	6.8

(註) 1. 労働統計調査部労働争議統計による。

2. その他には、組合の承認又は組合活動に関する要求、その他賃金に関する要求、労働時間の変更、休暇休日に関する要求、その他作業条件に関する要求、労働協約の効力に関する要求、経営参加、その他人事に関する要求、福利厚生施設その他を含む。

3. 一争議の要求事項は二つ以上の場合もあるので要求事項の件数と、発生件数とは必ずしも一致しない。

三四 右の如く本年においても企業整備、賃金支払などに関する消極的要求が過半数を占めしているが、同時に賃金増額及び臨時給与金に関する要求もかなりの増加を示し、賃金増額要求は二四年の二五〇件(一三・七%)から二五年二六五件(一五・四%)にまた臨時給与金も一二七件(六・九%)から二〇七件(一二・〇%)へとそれぞれ実数、比率ともに増加している。(第七六表参照)

三五 このような賃金に関する積極的要求の増加は、上半期においては、二四年以来の賃金ベース据置きに対する合理的不満、下半期においては、物価の上昇及び企業利潤の増加がその原因となつており、このため賃金増額要求は三月斗争を中心として上半期に多く、臨時給与金に対する要求はそのほとんどが下半期に集中している。一方・企業整備に関する諸要求及び賃金減額反対、賃金支払要求も下半期にはかなり減少し、動乱以後における産業界の好況を物語っている。

七 労使関係

(四) 労働争議の傾向

(3) 規模及び解決状況

三六 争議の規模を総争議についてみると、参加人員一-四九人までの小規模争議は例年の通りもつとも多く、全争議件数の三九・三%をしめているが、二四年の四二・七%に比すれば若干の減少がみとめられる。また五、〇〇〇人以上の大争議も二四年の三・〇%から二五年二・八%と減少を示しているのに対し、五〇-九九人、一〇〇-四九九人、五〇〇-九九九人の各規模においては実数、比率ともに増加をみせている。

三七 小規模争議の比率が減少した理由としては、二四年中に多くの小規模事業所が整理され、これらの事業所における組合の斗争力がきわめて薄弱化したことがあげられるが、大争議の減少は、組合運動の民主化及び労使双方の自主的、平和的解決の増加によるものである。

三八 この上うな小規模争議及び大争議の減少傾向は争議行為を伴つたものについてとくに顕著であり、一-四九人の規模については二四年の三三・八%から二五年二九・一%、五、〇〇〇人以上のものは四・二%から二・五%へとかなりの減少をみせている。(第七七表参照)

第七七表 規模別労働争議件数

第七七表 規模別労働争議件数

規 模	総 数		争議行為を伴つたもの		争議行為を伴わないもの	
	24年	25年	24年	25年	24年	25年
合 計	1,414(100)	1,546(100)	651 (100)	740 (100)	770 (100)	806 (100)
1~49人	604(42.7)	608(39.3)	220(33.8)	215(29.1)	384(49.9)	396(49.1)
50~99人	213(15.1)	241(15.6)	94(14.4)	126(17.0)	119(15.5)	115(14.3)
100~499人	336(23.8)	392(25.4)	177(27.2)	227(30.7)	159(20.6)	163(20.2)
500~999人	96 (6.8)	132 (8.5)	62 (9.5)	74(10.0)	34 (4.4)	57 (7.1)
1000~4999人	122 (8.6)	130 (8.4)	71(10.9)	79(10.7)	51 (6.6)	51 (6.3)
5000人以上	43 (3.0)	43 (2.8)	27 (4.2)	19 (2.5)	23 (3.0)	24 (3.0)

(註) 1. 労働統計調査部労働争議統計による。
2. 括弧内の数字は合計に対する規模別件数の%

第七八表 労働争議解決状況

第七八表 労働争議解決状況（労働委員会関与、不関与別）

期 間	計		労使直接交渉		労働委員会関与	
	件 数	参加人員	件 数	参加人員	件 数	参加人員
23年1～6月	(100) 535		(40.9) 218		(59.1) 317	
23年11～12月	(100) 196	(100.0) 810,512	(49.0) 96	(62.9) 509,938	(51.0) 100	(37.1) 300,574
24年1～12月	(100) 1,164	(100.0) 1,628,730	(43.0) 500	(28.7) 525,713	(57.0) 664	(71.3) 1,303,017
25年1～12月	(100) 1,035	(100.0) 668,493	(47.5) 492	(49.2) 328,835	(52.5) 543	(50.8) 339,658

(註) 労働統計調査部労働争議統計による。

第七九表 労働争議解決状況

第七九表 労働争議解決状況（結果、方法及び期間別）

(a) 解決結果

年 別	総 数		貫 徹		妥 協		不 貫 徹	
	件 数	%	件 数	%	件 数	%	件 数	%
24年	1,270	100	137	10.8	845	66.5	288	22.7
25年	1,219	100	137	11.2	913	75.1	169	13.7

- (註) 1. 労働統計調査部労働争議統計による。
 2. 件数は解決総件数（争議行為を伴った争議と争議行為は伴わないが解決のため第三者が関与した争議中解決をみた争議）

(b) 解決方法

年 別	総 数			
	件 数		参加人員	
	件 数	%	参加人員	%
24年	1,270	100.0	2,030,655	100.0
25年	1,219	100.0	1,273,751	100.0

註 1. 労働統計調査部労働争議統計による。
2. (a) 2 参照

(c) 解決期間

年 別	総 数		5日以下	
	件 数	%	件 数	%
24年	1,270	100.0	204	16.1
25年	1,219	100.0	296	24.3

(註) 1. 労働統計調査部労働争議統計による。
2. (a) 2 参照

当事者直接交渉				労働委員会関与				そ の 他			
件 数		参加人員		件 数		参加人員		件 数		参加人員	
件数	%	参加人員	%	件数	%	参加人員	%	件数	%	参加人員	%
500	39.4	525,713	25.9	664	52.3	1,303,017	64.2	106	8.3	201,925	9.9
492	40.4	328,835	25.8	543	44.5	339,658	26.7	184	15.1	605,258	47.5

6日~10日		11日~20日		21日~30日		31日~100日		101日以上	
件 数	%	件 数	%	件 数	%	件 数	%	件 数	%
157	12.4	215	16.9	148	11.6	428	33.7	118	9.3
218	17.7	200	16.5	133	10.9	276	22.7	96	7.9

三九 つぎに本年中に解決された争議(総争議しにつき、まず解決結果について貫徹、妥協、不貫徹にわけてみると、貫徹の件数はほぼ二四年と同水準にあるが妥協は二四年の八四五件(六六・五%)から九一一一件(七五・一%)へと増加し、不貫徹は二八八件(二二・七%)から一六九件(一三・七幅)へと減少している。(第七九表(a)参照)

四〇 更に争議の解決方法を労使直接交渉と労働委員会関与にわけてみると、直接交渉による比重が増加し、二三-二四年までの状況とは全く逆の動きをみせている。すなわち、労使直接交渉によるものは二四年の件数四三・〇%参加人員二八・七%から、二五年には四七・五%、四九・二%と増加し、とくに参加人員の増加

が著しい。(第七九表(b)参照)

四一 なお争議の期間については二四年に比し著しく短期間解決の争議件数が増加し、とくに五日以下のものは二〇四件から二九六件へ、また六-一〇日のものも一五七件から二一八件へとかたりの増加を示している。これに対し三一-一〇〇日のものは四二八件から二七六件、一〇一日以上のものは一一八件から九六件と減少している。しかしこれは前記の如く総争議に関するものであり、作業停止争議については参加人員の減少と労働損失日数の増大傾向がみられる。(第七九表(c)参照)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare